

1.基本的に確認申出書の提出が不要と判断するケース

Q1-1

利用者が緊急で入院、または短期入所サービスを利用することとなったために、利用者の居宅でモニタリングが出来なかった場合。

➡当初予定していたモニタリング訪問前に、利用者の事情により緊急的に入院・入所となっていることから、「特段の事情」に該当すると考えます。

ただし、支援経過等に「特段の事情」に該当する理由を記録に残してください。

なお、検査入院や入退院の時期が事前に決まっていた場合は、その時期を避けて利用者の居宅を訪問し、モニタリングを行うことが可能と考えられるため、「特段の事情」には該当しません。

Q1-2

月末に居宅でのモニタリングを予定していた利用者から、体調不良により、今月は居宅を訪問しないでほしいと言われた場合。

➡介護支援専門員側の理由によるものではなく、居宅でのモニタリングを予定していたが、利用者側の体調不良により当月内に居宅訪問をすることができないことから、「特段の事情」該当すると考えます。ただし、体調不良とは、利用者や家族の気持ち等によるものではなく、基本的にインフルエンザ等の感染症や利用者本人の疾病によるものとします。この場合は、利用者の状況が改善次第、早急にモニタリングを行い、この経緯を支援経過等に記録してください。

なお、疾病による体調不良を理由に、居宅訪問の拒絶が続く場合等においては、利用者の状況とサービスの内容が一致していない等、ケアマネジメントを再度実施する必要性が生じていることが考えられますので、利用者の体調がよくなった時点で、居宅でのモニタリングを実施してください。

Q1-3

利用者が住民票を移すことが出来ず、住民票の所在地ではない生活の拠点（居住地）で生活しており、住民票所在地でのモニタリングができない場合。

➡基本的に利用者の住民票は居住の実態がある場所におくこととされていますが、DV等を理由に住民票所在地と居住地が異なることもあるため、1月に1回、居住地で利用者に対してモニタリングできているのであれば、「居宅」でのモニタリングに該当し、そもそも「特段の事情」の判断は必要ないものと解します。ただし、本来は住民票所在地と居住地は一致することから住民票を異動できない理由は、残しておいてください。

2. 確認申出書の提出が必要と考えるケース

Q2-1

利用者がショートステイに長期滞在しており、1 月に 1 回のモニタリングをショートステイ先で行うことができない場合。

➡ショートステイは、その性質が「利用者の心身の状況、若しくは家族の疾病・冠婚葬祭・出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に提供される」サービスです。

そのため、自費利用を含みショートステイを連続 30 日を超えて利用している利用者(ショートステイの長期利用者減算(▲30 単位/日)適用者)となる場合について、ショートステイ先でしか当月のモニタリングが行えない場合は、「特段の事情に係る確認申出書」を提出してください。

ただし、「特段の事情に係る確認申出書」を提出した場合においても、モニタリングは必要となりますので、1 月に 1 回はショートステイ先で本人に対し、モニタリングを実施してください。

Q2-2

利用者本人や家族から居宅でのモニタリングを拒否される場合。

➡制度上、利用者はモニタリングを受けるべきであり、そのことは契約時に説明しておくことが必要と解します。そのため、利用者本人や家族から居宅でのモニタリングを拒否されるからといって、一概に、居宅でのモニタリングが出来ないことは「特段の事情に」該当しません。

しかしながら、無理に実施することにより、本人の心身の状態や家族関係の悪化等が具体的に見込まれる場合であって、医療機関や地域包括支援センター等の相談窓口の総合的意見として、その月の居宅訪問によるモニタリングを避けるべきとの判断が出た場合は、その旨を記載した上で、「特段の事情」に該当するか判断しますので、「特段の事情に係る確認申出書」を提出してください。

Q2-3

利用者が生活する住宅型有料老人ホーム等でインフルエンザ等が蔓延し、先方の職員から訪問を控えて欲しい旨の連絡があり、1 月に 1 回の居宅訪問をすることができない場合。

➡利用者自身がインフルエンザ等の感染症に罹患している場合は、Q1-2 のとおりです。

しかし、利用者自身はインフルエンザ等の感染症に罹患していない場合は、むしろ、感染症が蔓延している入所中の施設での利用者の病状やその他の状況把握が必要となることが想定されるため、感染予防策等を整えた上で訪問を要することもあると考えられます。

そのため、介護支援専門員が感染予防策等を整えた上でも、先方の職員から訪問を控えてほしい旨の申出があり、当月内に居宅でのモニタリングが行えない場合は、「特段の事情に係る確認申出書」を提出してください。

3.提出の方法等に関すること

Q3-1

「特段の事情」に該当するかの判断は、電話や窓口での問い合わせでは対応できないのか。

➡「特段の事情」に該当するかの判断は、利用者の個々の背景などにより異なる部分が生じるものがあると考えます。口頭での判断を実施している保険者もありますが、正確に状況を確認させていただくため、また、モニタリングできなかった理由が「特段の事情」に該当しないと判断されるものであった場合、居宅介護支援事業においては、「運営基準減算」の対象となることから、本市では「特段の事情に係る確認申出書」を提出いただき、当該利用者についての「特段の事情」の該当有無を書面で回答することとしています。

Q3-2

「特段の事情に係る確認申出書」を提出する際の添付書類は省略できないのか。

➡「特段の事情」に該当するかの判断は、利用者の個々の背景などにより異なる部分が生じるものがあります。そのため、既に作成されている①基本情報及びアセスメント、②居宅サービス計画書、③支援経過を添付資料とすることで、状況を把握させていただいております。

Q3-3

「特段の事情に係る確認申出書」はいつまでに提出したらいいか。

➡居宅介護支援費の請求事務において、サービス提供月の翌月 10 日までに国保連合会に請求することになっていることから、遅くとも、サービス提供月の翌月 5 日（基本的に閉庁日の場合は前日）までに申出をしてください。基本的に 10 日までに回答ができるよう対応する予定です。

ただし、上記の期日に限らず、当月中に居宅でのモニタリングができない事態が生じた時点で、できるだけ早く提出をするとともに、「特段の事情」に該当すると承認された場合においても、状況がかわり、居宅でのモニタリングが出来るようになった場合は、利用者に居宅でモニタリングを実施してください。

Q3-4

「特段の事情に係る確認申出書」は、窓口提出以外に申出方法はあるのか。

➡「特段の事情に係る確認申出書」は個人情報の漏洩がなければ、窓口以外の方法で提出いただいても差し支えありません。

Q3-5

「特段の事情に係る確認申出書」の提出頻度はどのように考えたらよいか。

➡1 月に 1 回で利用者に対しモニタリングできない理由が特段の事情に該当するか確認を申出するものであるため、基本的には、毎月届出が必要です。ただし、「特段の事情」に該当するとして「承認」された事案においては、「一部承認」等として期間の定めがなければ、毎月提出いただく必要はありません。しかし、当該利用者の状況が変わった場合（例えば、ロングショートから居宅へ戻り、またショートステイを利用して Q2-1 に該当するような状況が生じた場合）においては、利用者本人の状況も変動していることが想定されることから、届出をしてください。

4.その他

Q4-1

ショートステイを長期で利用している利用者の居宅でのモニタリングについて、「特段の事情に係る確認申出書」を提出し、「特段の事情」に該当すると「承認」された場合において、当該、「確認申出書」は毎月提出する必要があるか。

- ➡「特段の事情」に該当するとして「承認」された事案においては、「一部承認」等として期間の定めがなければ、毎月提出いただく必要はありません。ただし、当該利用者の状況が変わった場合（例えば、ロングショートから居宅へ戻り、またショートステイを利用して Q2 に該当するような状況が生じた場合）においては、利用者本人の状況も変動していることが想定されることから、届出をしてください。

Q4-2

担当の介護支援専門員がインフルエンザ等の感染症に罹患したり、入院するなどして、利用者の居宅を訪問できなかった場合。

- ➡介護支援専門員側の理由によるものであることから、「特段の事情」に該当しません。事業所内で、別の介護支援専門員が代理でモニタリングを実施してください。代理がない場合は減算になります。

Q4-3

利用者から居宅でのモニタリングを事業所の休業日である土日に求められた場合。

- ➡制度上、利用者はモニタリングを受けるべきであり、併せて、事業所の営業日については、契約時に重要事項説明書で説明されている内容となります。そのため、このことのみを理由として、居宅訪問(モニタリング)ができないということは「特段の事情」に該当しません。

Q4-4

住宅型有料老人ホームの入居者にモニタリングを行う際に、住宅型有料老人ホームの職員から利用者の居室ではなく、共有スペースでのモニタリングしか認めてもらえない。この場合は、居宅でモニタリングをできていないことになるのか。

- ➡1月に1回のモニタリングは居宅で行うこととなっており、居室で行うこととはされていないため、住宅型有料老人ホームの共有スペースでモニタリングを行った場合においても、居宅で実施していると判断します。しかしながら、利用者のサービスの利用状況によっては、各居室で利用することを想定している介護サービス(福祉用具)もあると考えられることから、居室でのモニタリングを申出してください。